

令和7年1月10日
株式会社 但馬銀行

各種ご融資完済時における契約書類のご返却方法変更について

平素は但馬銀行をご利用いただきありがとうございます。

さて、当行では、お借入完済となった契約書類等および、お借入完済後一定期間お取引が発生していない契約書類等をお客さまへご返却しておりましたが、令和7年1月14日（火）以降、下記の契約書類につきましては、お客さまにご返却せず当行で一定期間（5年間）保管した後、適切に廃棄させていただき取扱いに変更いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、契約書類一式のご返却をご希望される場合は、お手数ですが、ご完済から1年以内にお取引店にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、より一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

【弊行で保管する契約書類】

1. 手形貸付にかかる約束手形等
2. 証書貸付にかかる金銭消費貸借契約証書等
3. 当座貸越にかかる当座貸越契約証書等
4. 支払承諾にかかる支払承諾約定書等
5. 保証契約にかかる保証約定書
6. 融資取引にかかる銀行取引約定書 等

※代理貸付にかかる債権書類および担保関係にかかる契約書類は、これまでどおりご返却いたします。

以 上

本件に関するお問い合わせ
但馬銀行 審査部 0796-24-2111（代表）
受付時間／平日 9：00～17：00
（ただし、銀行休業日を除く）